

徳島県告示第三百五十三号
 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。
 令和三年五月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

医療法人小笠原会	名 称	指定介護予防サービス事業者	名 称	指定介護予防サービス事業を行う事業所	種 類	サービスの	廃止の届出 の受理日	廃 止
	所 在 地	阿波市市場町市場字町筋一 七二番地一		所 在 地				